

農業土木工事 品質管理基準

平成30年4月
(令和4年4月改定)
宮崎県農政水産部

品質管理目次

農業土木工事の留意事項----- 1

1. 品質管理基準及び規格値

1. セメント・コンクリート----- 3

(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)

2. ガス圧接

3. 既製杭工

4. 下層路盤----- 7

5. 上層路盤----- 8

6. アスファルト安定処理路盤----- 9

7. セメント安定処理路盤----- 9

8. アスファルト舗装----- 9

9. 転圧コンクリート

10. グースアスファルト舗装

11. 路床安定処理工

12. 表層安定処理工 (表層混合処理工)

13. 固結工

14. アンカー工

15. 補強土壁工

16. 吹付工

17. 現場吹付法砕工

18. 河川土工

19. 海岸土工

20. 砂防土工

21. 道路土工----- 13

22. 捨石工

23. コンクリートダム

24. 覆工コンクリート (NATM)

25. 吹付けコンクリート (NATM)

26. ロックボルト (NATM)

27. 路上再生路盤工

28. 路上表層再生工

29. 排水性舗装工・透水性舗装工

30. プラント再生舗装工

31. 工場製作工 (鋼橋用鋼材)

32. ガス切断工

33. 溶接工

34. 中層混合処理工

県土整備部

品質管理基準 適用

県土整備部

品質管理基準 適用

県土整備部

品質管理基準 適用

<農政水産部独自の工種>

I. ため池堤体工	-----	15
II. 水路工(管水路)	-----	17
III. 路床置換工	-----	23

農業土木工事品質管理基準

農業土木工事の留意事項

第1節 適用

農業土木工事品質管理基準は、宮崎県農政水産部が発注する工事（以下「工事」という。）に係る、品質管理基準について定めたものである。なお、品質管理基準工種番号1～34については県土整備部「品質管理基準」を適用するものとするが、以下の工種については、農政水産部独自の取り扱いがあることから、農業土木工事品質管理基準を適用するものとする。

また、水産庁所管の港湾工事及び水産施設工事については、県土整備部「品質管理基準」を適用するものとする。

【農業土木工事品質管理基準を適用する工種】

- 1 セメント・コンクリート
- 4 下層路盤
- 5 上層路盤
- 6 アスファルト安定処理路盤
- 7 セメント安定処理路盤
- 8 アスファルト舗装
- 21 道路土工

農政水産部独自の取り扱いの部分については＜農政独自＞と表示しているため、留意されたい。

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材 料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材ー第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材ー第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材ー第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材ー第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石40%以下 砂利35%以下 舗装コンクリートは35%以下 但し、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上、及び産地が変わった場合。	○	
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)	○	
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	○	
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○	
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	○	
		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	○	
		練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308付属書C	懸濁物質の量:2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/l以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合: JIS A 5308付属書C	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

製造 (プラント)	その他	計量設備の計量精度		水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
		ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種あたりの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、または、レディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、涵渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
		ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種あたりの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、または、レディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、涵渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
		細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
		粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
		塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後に行われる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・試験基準に定める試験の頻度は、1回/週(海砂使用2回/日)以上、または1工種あたりの総使用量50m3ごとに1回の試験を基本とする。 ・小規模工種※で1工種あたりの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018.503-2018)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋、セパレータを有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、涵渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後に行われる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・試験基準に定める試験の頻度は、1回/週(海砂使用2回/日)以上、または1工種あたりの総使用量50m3ごとに1回の試験を基本とする。 ・小規模工種※で1工種あたりの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018.503-2018)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋、セパレータを有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、涵渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
	その他	単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)(平成16年3月8日事務連絡)」	1)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2)測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台ごとに1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m3以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m3以内の値を観測することという。 3)配合設計±20kg/m3の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならぬ。その後の配合設計±15kg/m3以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m3/日以上の場合: 2回/日(午前1回、午後1回)以上または、重要構造物の場合は重要度に応じて100~150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時とし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。	

必須	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランブ2.5cm：許容値±1.0cm	・荷卸し時 1回／日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクスコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランブ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。	・試験基準に定める試験の頻度は、1回／日以上、または1工種あたりの総使用量50m ³ ごとに1回の試験を基本とする。 ・小規模工種※で1工種あたりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回／日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回。 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個(σ7…3個、σ28…3個)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ3)を追加で採取する。 ※早強セメントを使用する場合は、呼び強度を保証する材齢を指定することから、それにあわせて圧縮強度試験をする材齢について、監督員と協議する。(σ7をσ3に、σ28をσ7にする等)	・試験基準に定める試験の頻度は、1回／日以上、または1工種あたりの総使用量50m ³ ごとに1回の試験を基本とする。 ・小規模工種※で1工種あたりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時 1回／日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・試験基準に定める試験の頻度は、1回／日以上、または1工種あたりの総使用量50m ³ ごとに1回の試験を基本とする。 ・小規模工種※で1工種あたりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
	その他 コンクリートの曲げ強度試験(コンクリート舗装の場合、必須)	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	打設日1日につき2回(午前・午後)の割りで行う。なおテストピースは打設場所で採取し、1回につき原則として3個とする。	・農政独自 交通量区分が「大型車の通行なし」及び「I-1、I-2交通」については、コンクリート舗装におけるコンクリートの曲げ強度試験を省略する。 交通量区分については、監督員に確認を行うこと。	
	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
	コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象(ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない)とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底板等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。 ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、ひび割れ部分のマーキング及びひび割れ幅についての展開図を作成するとともに、展開図に対応する写真についても撮影し、監督員へ報告すること。	
		テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5カ所実施。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。(ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。)また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。	
	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。	
		配筋状態及びひかぶり	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶり測定要領」による	同左	同左	同左	
		強度測定	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による	同左	同左	同左	

4 下層路盤	材 料	必 須	修正CBR試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-5	粒状路盤:修正CBR20%以上(クラッ シャラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以 上) アスファルトコンクリート再生骨材を含 む再生クラッシャランを用いる場合で、 上層路盤、基層、表層の合計厚が次 に示す数値より小さい場合は30%以上 とする。 北海道地方・.....20cm 東北地方・.....30cm その他の地方・.....40cm	土木工事用骨材の規格試験実施要領 等に基づく、宮崎県建設技術センター または県が指定する民間の試験機関 が実施した試験結果報告書による。		○
			骨材のふるい 分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	土木工事用骨材の規格試験実施要領 等に基づく、宮崎県建設技術センター または県が指定する民間の試験機関 が実施した試験結果報告書による。		○
			土の液性限 界・塑性限界 試験	JIS A 1205	塑性指数PI:6以下	土木工事用骨材の規格試験実施要領 等に基づく、宮崎県建設技術センター または県が指定する民間の試験機関 が実施した試験結果報告書による。	・鉄鋼スラグには適用しない。	○
			鉄鋼スラグの 水浸膨張性試 験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-16	1.5%以下	施工前、材料変更時	・CS:クラッシャラン鉄鋼スラグに適用 する。	○
			道路用スラグ の呈色判定試 験	JIS A 5015	呈色なし	施工前、材料変更時		○
	施 工	必 須	粗骨材のすり へり試験	JIS A 1121	再生クラッシャランに用いるセメント コンクリート再生骨材は、すり減り量が 50%以下とする。	土木工事用骨材の規格試験実施要領 等に基づく、宮崎県建設技術センター または県が指定する民間の試験機関 が実施した試験結果報告書による。	・再生クラッシャランに適用する。	○
			現場密度の測 定	舗装調査・試験法 便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大 粒径が53mm以下 の場合のみ適用で きる。	【車道部】 最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 シラス層部 X10 93%以上 X6 94%以上 X3 95%以上 【歩道部】 最大乾燥密度の85%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾 燥密度の93%以上を満足するものとし、 かつ平均値について以下を満足するもの とする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値 X10が規格値を満足するものとする。 また、10個の測定値が得がたい場合 は3個の測定値の平均値X3が規格値 を満足するものとするが、X3が規格値 をはずれた場合は、さらに3個のデータ を加えた平均値X6が規格値を満足し ていれよ。 ・1,000m ² あたり1個で測定とする。 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場 合(維持工事を除く)は、1工事あたり3 個(3孔)以上で測定する。 ＜農政独自＞ 施工面積500m ² 未満については、測 定個数について監督員と協議すること。		
			ブルーフロー リング	舗装調査・試験法 便覧 [4]-210		全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた 転圧機械と同等以上の締固効果を持 つローラやトラック等を用いるものとす る。 ＜農政独自＞ ※大型車の通行のない道路区分につ いては、実施しない。但し、監督員の 指示があった場合は、この限りではな い。 道路区分については、監督員に確 認を行うこと。	
			平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m ² につき2回の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用す る。	
			骨材のふるい 分け試験	JIS A 1102		異常が認められたとき。		
			土の液性限 界・塑性限界 試験	JIS A 1205	塑性指数PI:6以下	異常が認められたとき。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	異常が認められたとき。		

5 上層路盤	材 料	必 須	修正CBR試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む 場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	土木工事用骨材の規格試験実施要領 等に基づく、宮崎県建設技術センター または県が指定する民間の試験機関 が実施した試験結果報告書による。		○
			鉄鋼スラグの 修正CBR試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上	施工前、材料変更時	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水 硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○
			骨材のふるい 分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	土木工事用骨材の規格試験実施要領 等に基づく、宮崎県建設技術センター または県が指定する民間の試験機関 が実施した試験結果報告書による。		○
			土の液性限 界・塑性限界 試験	JIS A 1205	塑性指数PI:4以下	土木工事用骨材の規格試験実施要領 等に基づく、宮崎県建設技術センター または県が指定する民間の試験機関 が実施した試験結果報告書による。	・但し、鉄鋼スラグには適用しない。	○
			鉄鋼スラグの 呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法 便覧 [4]-10	呈色なし	施工前、材料変更時	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水 硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○
			鉄鋼スラグの 水浸膨張性試 験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-16	1.5%以下	施工前、材料変更時		○
			鉄鋼スラグの 一軸圧縮試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-12	1.2Mpa以上(14日)	施工前、材料変更時	・HMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに 適用する。	○
			鉄鋼スラグの 単位容積質量 試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-106	1.50kg/L以上	施工前、材料変更時	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水 硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○
		そ の 他	粗骨材のすり へり試験	JIS A 1121	50%以下	土木工事用骨材の規格試験実施要領 等に基づく、宮崎県建設技術センター または県が指定する民間の試験機関 が実施した試験結果報告書による。	・粒度調整及びセメントコンクリート再 生骨材を使用した再生粒度調整に適 用する。	○
			硫酸ナトリウ ムによる骨材 の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	土木工事用骨材の規格試験実施要領 等に基づく、宮崎県建設技術センター または県が指定する民間の試験機関 が実施した試験結果報告書による。		○
	施 工	必 須	現場密度の測 定	舗装調査・試験法 便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大 粒径が53mm以下 の場合のみ適用で きる。	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾 燥密度の93%以上を満足するものと し、かつ平均値について以下を満足す るものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値 X10が規格値を満足するものとする。 また、10個の測定値が得がたい場合 は3個の測定値の平均値X3が規格値 を満足するものとするが、X3が規格値 をはずれた場合は、さらに3個のデー タを加えた平均値X6が規格値を満足し ていれよ。 ・1,000m2あたり1個で測定とする。 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合 (維持工事を除く)は、1工事あたり3 個(3孔)以上で測定する。 ＜農政独自＞ 施工面積500m2未満については、測 定個数について監督員と協議するこ と。		
			粒度(2.36mm フルイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±15%以内	中規模以上の工事: 1回～2回/日	中規模以上の工事とは、管理図を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 舗装施工面積が10,000m2あるいは使 用する基層及び表層用混合物の総使 用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			粒度(75μmフ ルイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	75μmふるい: ±6%以内	中規模以上の工事: 1回～2回/日		
			ブルーフロー リング	舗装調査・試験法 便覧 [4]-210		上層路盤仕上がり後、全幅、全区間 について実施する。	＜農政独自＞ ※大型車の通行のない道路区分につ いては、実施しない。但し、監督員の 指示があった場合は、この限りではな い。 道路区分については、監督員に確 認を行うこと。	
		そ の 他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m2につき2回の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用す る。	
			土の液性限 界・塑性限界 試験	JIS A 1205	塑性指数PI:4以下	観察により異常が認められたとき。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		

6 アスファルト安定処理路盤			アスファルト舗装に準じる					
7 セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-38	下層路盤:一軸圧縮強さ[7日間] 0.98Mpa 上層路盤:一軸圧縮強さ[7日間] 2.9Mpa(アスファルト舗装)、2.0Mpa(セメントコンクリート舗装)。	施工前、材料変更時	・安定処理材に適用する。	
			骨材の修正 CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	下層路盤:10%以上 上層路盤:20%以上	施工前、材料変更時		○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [4]-103	下層路盤 塑性指数PI:9以下 上層路盤 塑性指数PI:9以下	施工前、材料変更時		
	施工	必須	粒度(2.36mmフルイ)	JIS A 1102	2.36mmふるい: ±15%以内	1回～2回/日		
			粒度(75μmフルイ)	JIS A 1102	75μmふるい: ±6%以内	異常が認められたとき。		
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所:設計図書による。	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。 また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1,000m ² あたり1個で測定とする。 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。 <農政独自> 施工面積500m²未満については、測定個数について監督員と協議すること。		
			その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。	
			セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-213,[4]-219	±1.2%以内	異常が認められたとき(1～2回/日)		
8 アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度:2.45g/cm ³ 以上 吸水率 :3.0%以下	施工前、材料変更時		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量:0.25%以下	施工前、材料変更時		○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片:10%以下	施工前、材料変更時		○
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。	施工前、材料変更時		○
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	施工前、材料変更時		○
								○

その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	施工前、材料変更時	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○
	フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下	施工前、材料変更時		○
	フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-59	3%以下	施工前、材料変更時		○
	フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-61	1/4以下	施工前、材料変更時		○
	製銅スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比: 2.0%以下	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○
	製銅スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度: 2.45g/cm3以上 吸水率: 3.0%以下	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○
	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石: 30%以下 CSS: 50%以下 SS: 30%以下	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○
	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量: 12%以下	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○
	粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量: 5%以下	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○
	針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト: 表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト: 表3.3.3 ・センプローンアスファルト: 表3.3.4	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○
	軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト: 表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト: 表3.3.3	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○
	伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト: 表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト: 表3.3.3	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○
	トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト: 表3.3.1 ・センプローンアスファルト: 表3.3.4	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○
	引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト: 表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト: 表3.3.3 ・センプローンアスファルト: 表3.3.4	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○

			薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミプロンアスファルト:表3.3.4	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミプロンアスファルト:表3.3.4	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-180	舗装施工便覧参照 ・セミプロンアスファルト:表3.3.4	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-192	舗装施工便覧参照 ・セミプロンアスファルト:表3.3.4	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○
	プラント	必須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度	抽出ふるい分け試験の場合: 1~2回/日 ・定期的又は随時 印字記録の場合: 全数		○
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい: ±5%以内基準粒度			○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内			○
			温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動剥離性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐摩擦剥離性の確認	○

舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	【車道】 基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 【歩道】 基準密度の X10 92.5%以上 X6 93%以上 X3 93.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1,000m²あたり1個で測定する。 なお、1工事あたり3,000m²以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3個（3孔）以上で測定する。 ＜農政独自＞ 施工面積500m²未満については、測定個数について監督員と協議すること。	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。 測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回） ＜農政独自＞ 仮復旧舗装については現場密度の測定を省略する。ただし、監督員から指示がある場合はこの限りではない。	
		温度測定（初転圧前）	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）。	
		外観検査（混合物）	目視		随時		
	その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-84	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回		

※＜農政独自＞

※1 仮復旧舗装の設置から撤去までを行う工事



21 道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時(材料が岩砕の場合は除く)。但し、法面、路肩部の土量は除く。		
			CBR試験(路床)	JIS A 1211	設計図書による。	当初及び土質の変化した時(材料が岩砕の場合は除く)。		
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	・当初及び土質の変化した時。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$: 砂置換法(JIS A 1214) JIS A 1210 A・B法 最大粒径 $> 53\text{mm}$: 舗装調査・試験法 便覧[4]-185 突砂法	【砂質土】 ・路体:次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部:次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法) ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 【粘性土】 ・路体:自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または飽和度 S_r が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ 。 ・路床及び構造物取付け部:トラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 8\%$ ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000 m^3 につき1回の割合で行う。ただし、5,000 m^3 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500 m^3 につき1回の割合で行う。ただし、1,500 m^3 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		

			または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	【砂質土】 ・路体:次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部:次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法)。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部:自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満:5点 ・500m2以上1000m2未満:10点 ・1000m2以上2000m2未満:15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
			または、「TS・GPSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
		ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。但し、現道打換工事、仮設道路維持工事は除く。 ※大型車の通行のない道路区分については、監督員に確認を行うこと。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1箇所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
		現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。		
		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	路体の場合、1,000m3につき1回の割合で行う。ただし、5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。		
		コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216	設計図書による。	必要に応じて実施。 (例)トラフィカビリティーが悪いとき。		
		たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ベンケルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施		

I ため池堤体工	材 料	必 須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
		そ の 他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。		
			土のせん断試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。		
	施 工	必 須	現場密度の測定	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$: JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径 $> 53\text{mm}$: 舗装試験法便覧 1-7-2	最大乾燥密度の95%以上。	【堤体部について】 施工延長80mまでは1測点。さらに80m毎に1測点追加する。(例:85mでは2測点)なお、試験は盛土高60cmに達する毎に行うものとする。測定箇所については別紙1図1・2を参照の上、監督員と協議し決定するものとする。 【取水口・底樋などの施工により、現況堤体を掘削する場合について】 1測点とし、試験は盛土高60cmに達する毎に行うものとする。測定箇所については別紙2図3・4を参照の上、監督員と協議し決定するものとする。	・左記の規格値を満たしていても、供試体の現場密度が最大乾燥密度の90%を下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	

			または、 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の95%以上。 又は、設計図書による。	築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 <table><tr><td>面積 (m²)</td><td>500～1000</td><td>1000～</td></tr><tr><td>測定 点数</td><td>5</td><td>10</td><td>15</td></tr></table>	面積 (m ²)	500～1000	1000～	測定 点数	5	10	15	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする	
面積 (m ²)	500～1000	1000～												
測定 点数	5	10	15											
			「TS・GPSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。									
	その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。	モニタリングのための試験である。								
		コーン指数の測定	舗装試験法便覧1-2-1	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。	モニタリングのための試験である。								

Ⅱ 水路工 (管水路) ①土工及び 管布設	材 料	必 須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	当初及び土質の変化した時。	
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	当初及び土質の変化した時。	
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	当初及び土質の変化した時。	
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	必要に応じて。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。	
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。	
			土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。	
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。	
			土のせん断試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。	
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。	
	施 工	必 須	現場密度の測定	JIS A 1210 A・B法 締固め度 $\frac{\text{現地で締固めた後の乾燥密度}}{\text{JIS A 1210の試験方法による最大乾燥密度}} \times 100(\%)$	締固めⅠ 最大乾燥密度の85%以上 締固めⅡ 最大乾燥密度の90%以上 上記によらない場合は特記仕様書による	必要に応じて。 施工延長200m毎に1回、左右両側で測定する。 上記未滿は2回測定する。 なお、基礎部横断方向の測定箇所は別紙3を参照。	・基礎(砂基礎等)及び埋戻し等 ・管径600mm以上のとう性管に適用する。 ・管径600以下については、以下のとおりとする。 基礎材の密度試験は、別紙3を参照。 なお、基礎材の密度試験について、管側部で測定できない場合には、管頂部付近で行うこととする。施工条件により密度試験が実施できない場合には、監督員との協議のうえ試験施工を品質管理とすることができる。ただし、受注者は、試験施工で求めた転圧回数を遵守しなければならない。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする ・舗装道路下の場合の路体、路床、埋戻部の現場密度の測定は、道路土工の品質管理の試験項目、規格値に準じる。	
			漏水試験		圧力の低下がないこと 地表面に水がしみ出すなどの異常がないこと	施工完了後に実施 充水完了後12時間以上経過後に確認	試験後に異常が確認された場合は、原因を究明し、対策を講じた後に再試験を行う	
Ⅱ 水路工 (管水路) ②路体、路床	材 料	必 須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	当初及び土質の変化した時。	
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	当初及び土質の変化した時。	
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	当初及び土質の変化した時。	
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	必要に応じて。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。	
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。	
			土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。	
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。	
			土のせん断試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。	
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。	
	施 工	必 須	現場密度の測定	最大粒径≤53mm: 砂置換法(JIS A 1214) JIS A 1210 A・B法 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法 便覧 [4]-185 191 突砂法	・路体:最大乾燥密度の90%以上。 ・路床:最大乾燥密度の95%以上。 その他、設計図書による。	施工延長200m毎に1回測定する。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする	

II 水路工 (管水路) ③下層路盤 ※各試験項目の規格値、試験基準、摘要及び試験成績表等による確認については、「4 下層路盤」に準ずる。	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	粒状路盤:修正CBR20%以上(クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上) アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が次に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方・……20cm 東北地方・……30cm その他の地方・……40cm	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。		○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。		○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:6以下	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。	・鉄鋼スラグには適用しない。	○
	材料	必須	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下	施工前、材料変更時	・CS・クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。	○
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	施工前、材料変更時		○
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。	・再生クラッシュランに適用する。	○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	【車道部】 最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 シラス層部 X10 93%以上 X6 94%以上 X3 95%以上 【歩道部】 最大乾燥密度の85%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1,000m ² あたり1個で測定とする。 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。 ＜農政独自＞ 施工面積500m ² 未満については、測定個数について監督員と協議すること。		
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		異常が認められたとき。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:6以下	異常が認められたとき。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	異常が認められたとき。		

II 水路工 (管水路) ④上層路盤 ※各試験項目の規格値、試験基準、摘要及び試験成績表等による確認については、「5 上層路盤」に準ずる。	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む 場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。		○
			鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上	施工前、材料変更時	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。		○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI: 4以下	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。	・但し、鉄鋼スラグには適用しない。	○
			鉄鋼スラグの星色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 [4]-10	星色なし	施工前、材料変更時	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下	施工前、材料変更時	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○
			鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-12	1.2Mpa以上(14日)	施工前、材料変更時	・HMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○
			鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-106	1.50kg/L以上	施工前、材料変更時	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。		○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-191	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	<農政独自> 施工面積500㎡未満については、測定個数について監督員と協議すること。 ・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1,000㎡あたり1個で測定とする。 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。		
			粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±15%以内	中規模以上の工事: 1回～2回/日	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい: ±6%以内	中規模以上の工事: 異常が認められたとき。		
		その他	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI: 4以下	観察により異常が認められたとき。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		

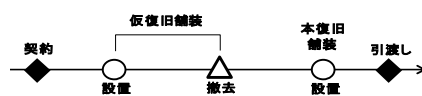
II 水路工 (管水路) ⑤アスファルト舗装 ※各試験項目の規格値、試験基準、摘要及び試験成績表等による確認については、「8 アスファルト舗装」に準ずる。	材 料	必 須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度: 2.45g/cm3以上 吸水率 : 3.0%以下	施工前、材料変更時		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量: 0.25%以下	施工前、材料変更時		○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片: 10%以下	施工前、材料変更時		○
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。	施工前、材料変更時		○
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	施工前、材料変更時		○
			その他					
		その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	施工前、材料変更時	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-65	50%以下	施工前、材料変更時		○
			フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-59	3%以下	施工前、材料変更時		○
			フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-61	1/4以下	施工前、材料変更時		○
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-77	水浸膨張比: 2.0%以下	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度: 2.45g/cm3以上 吸水率 : 3.0%以下	施工前、材料変更時		○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 碎石: 30%以下 CSS: 50%以下 SS: 30%以下	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量: 12%以下	施工前、材料変更時		○
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量: 5%以下	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
								○

		針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミブローンアスファルト:表3.3.4	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○
		軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○
		伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○
		トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・セミブローンアスファルト:表3.3.4	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○
		引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミブローンアスファルト:表3.3.4	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○
		薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミブローンアスファルト:表3.3.4	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○
		蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○
		密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミブローンアスファルト:表3.3.4	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○
		高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-180	舗装施工便覧参照 ・セミブローンアスファルト:表3.3.4	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○
		60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-192	舗装施工便覧参照 ・セミブローンアスファルト:表3.3.4	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○
		タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○
プラント	必須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度	抽出ふるい分け試験の場合: 1~2回/日 ・定期的又は随時 印字記録の場合: 全数		○
		粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい: ±5%以内基準粒度			○
	必須	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内			○
		温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承認した場合は、試験を省略できる。	○

舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	【車道】 基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 【歩道】 基準密度の X10 92.5%以上 X6 93%以上 X3 93.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1,000m²あたり1個で測定する。 なお、1工事あたり3,000m²以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。 ＜農政独自＞ 施工面積500m²未満については、測定個数について監督員と協議すること。	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。 ＜農政独自＞ 仮復旧舗装については現場密度の測定、温度測定、外観検査を省略する。ただし、監督員から指示がある場合はこの限りではない。	
		温度測定(初転圧前)	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)。	
		外観検査(混合物)	目視		随時		
	その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-84	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回		

＜農政独自＞

※1 仮復旧舗装の設置から撤去までを行う工事



Ⅲ 路床置換工	材 料	必 須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR20%以上(再生材にAs殻を含むものは、修正CBRの規格値は30%以上とする。)	土工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。		○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001表2参照	土工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。		○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI: 6以下	土工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。		○
		そ の 他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	土工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。	・再生クラッシュランに適用する。	○
	施 工	必 須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JIS A 1210)E法)	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		路床仕上げ後全幅、全区画について実施する。但し、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。 ※大型車の通行のない道路区分については、監督員に確認を行うこと。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
		そ の 他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m2につき2回の割合で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		異常が認められたとき。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI: 6以下	異常が認められたとき。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	異常が認められたとき。		

図1 堤体工における盛土の密度管理イメージ
＜上流側＞

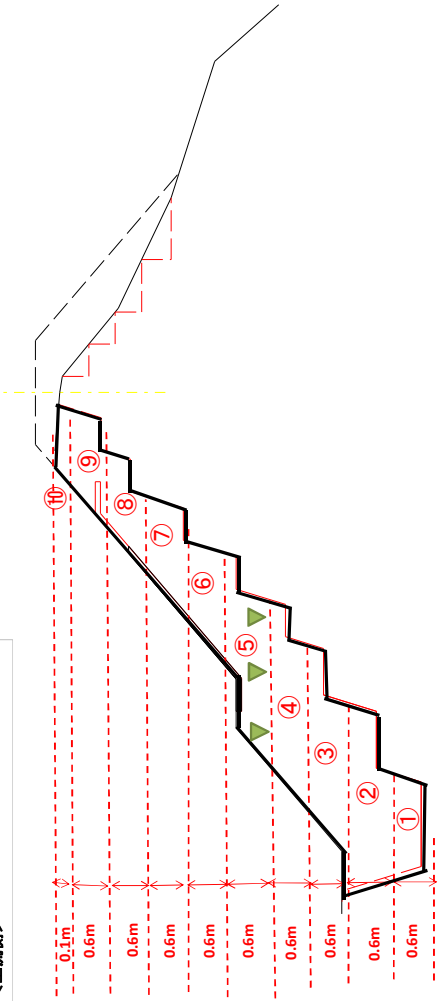
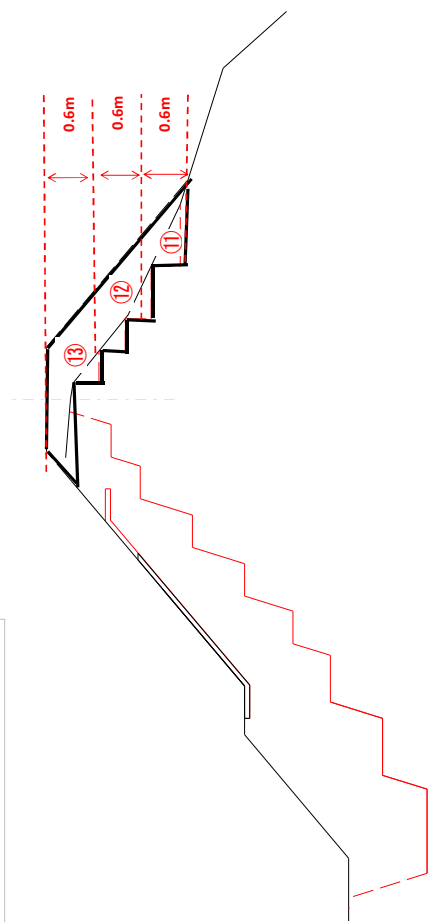


図2 堤体工における盛土の密度管理イメージ
＜下流側＞



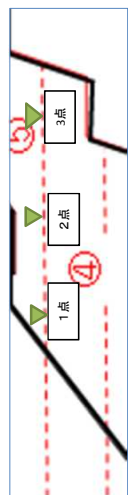
＜留意事項＞

1) 試験は原則、盛土高60cmに達する毎に実施とするが、施工の都合上、盛土高60cm未満の部分で実施することは妨げないものとする。

2) 設計上、堤頂部で盛土高が60cm未満となる部分が出た場合は、監督員と協議の上、測定の省略が出来るものとする。
※例⑩の測定位置

3) 1 試験は横断方向に3点実施し平均値とする。

※盛土高60cmにつき1試験(3点)の密度試験の実施箇所例
(图中④の密度管理を例として示す。)



※横断幅が狭く横断方向で3点の試験が出来ない場合は千鳥配置又はため地軸方向で3点実施する。(ため地上部から見た図により密度試験実施箇所を示す。)

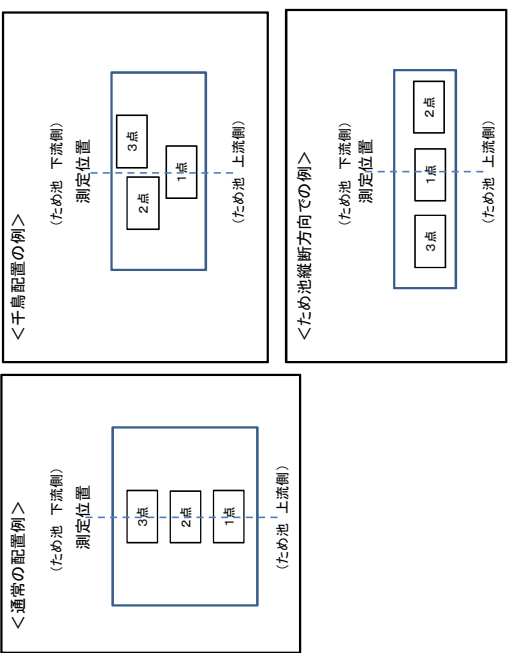


図3 底層工における盛土の密度管理イメージ 横断面図

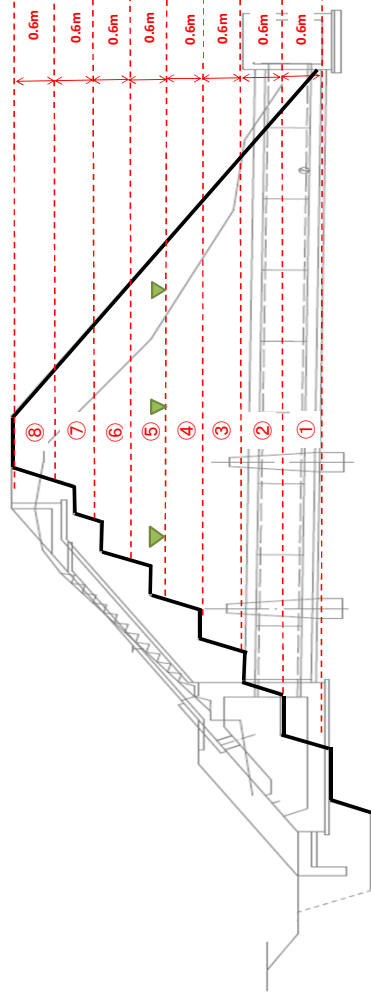
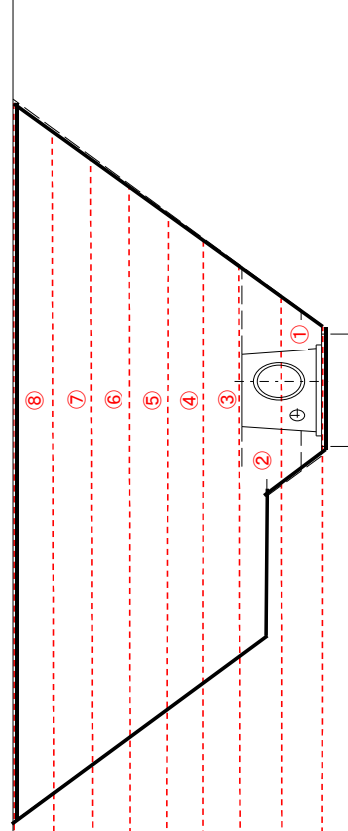


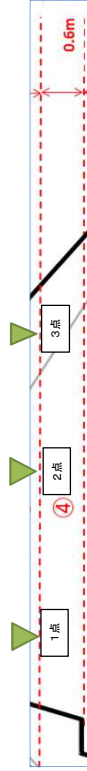
図4 底層工における盛土の密度管理イメージ 縦断面図



<留意事項>

- 1) 試験は原則、盛土高60cmに達する毎に実施とするが、施工の都合上、盛土高60cm未満の部分で実施することは妨げないものとする。
- 2) 設計上、堤頂部で盛土高が60cm未満となる部分が出た場合は、監督員と協議の上、測定が省略出来るものとする。
- 3) 横断幅が狭く横断方向で3点試験が出来ない場合は、千鳥配置又はため池軸方向で3点実施する。

※盛土高60cmにつき1試験(3点平均)の密度試験の実施箇所例 (図中④の密度管理を例として示す。)



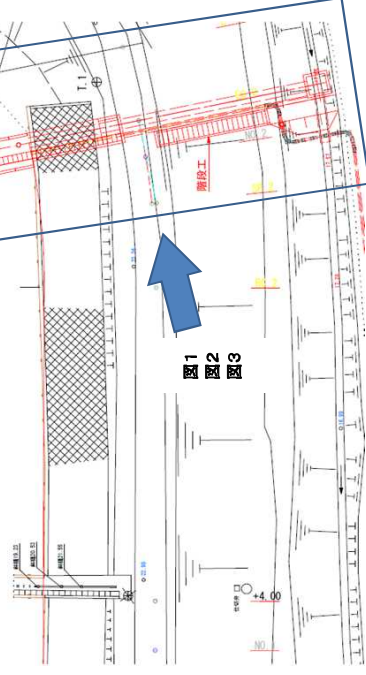
<平面図>

※図1～4の方向を示す。

図4

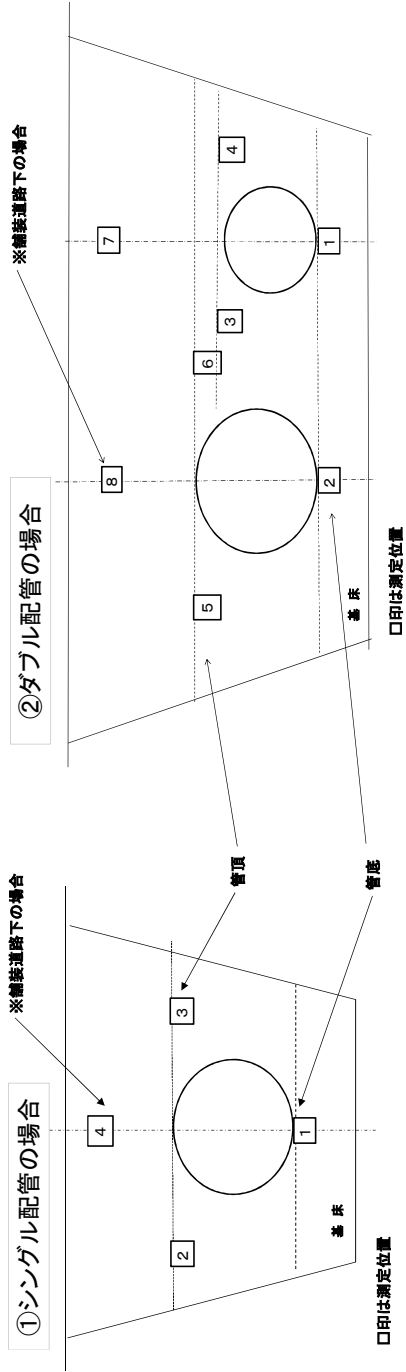


ため池

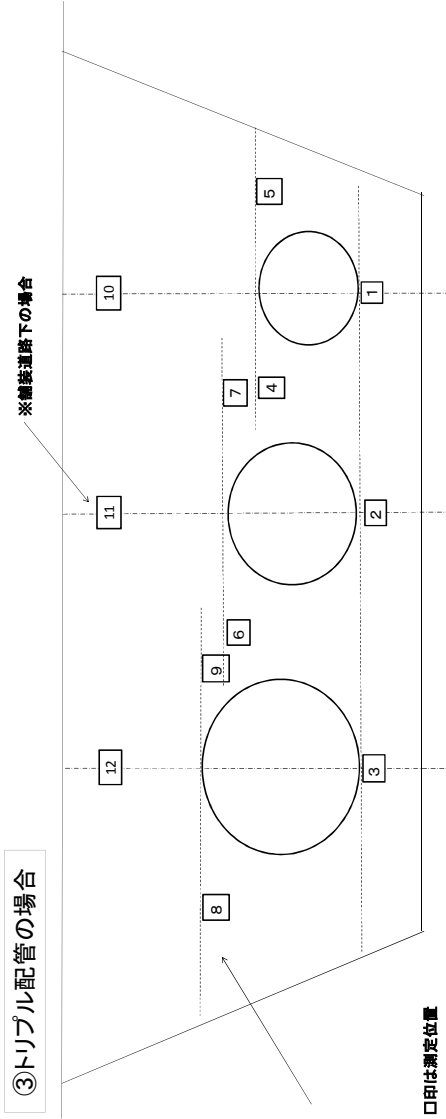


管水路工 現場密度測定箇所（案）

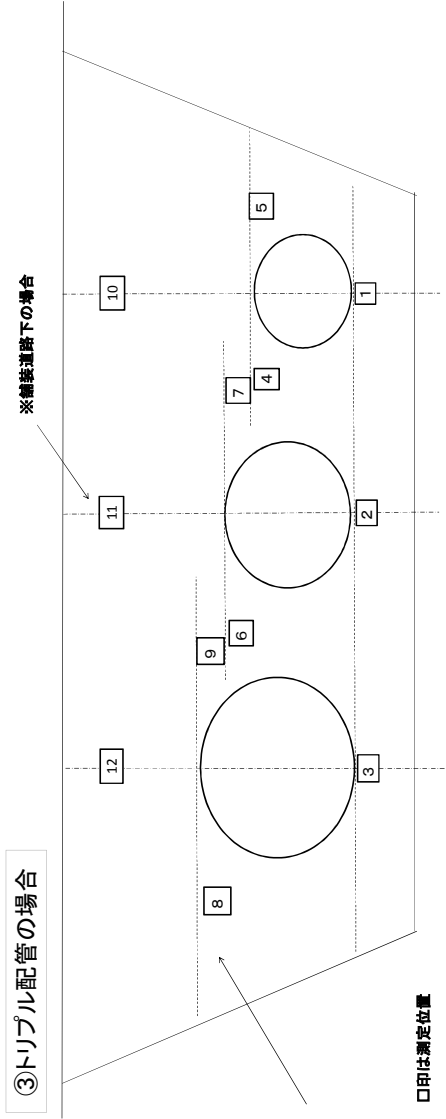
別紙3



②ダブル配管の場合 千鳥管理
1回目 : 1・3・4・7 2回目 : 2・5・6・8 ※1回目、2回目で測定箇所を変える(千鳥管理)
1回目、2回目の繰り返し。



③トリプル配管の場合 千鳥管理
1回目 : 1・4・5・10 2回目 : 2・6・7・11 3回目 : 3・8・9・12 ... ※1～3回目で測定箇所を変える(千鳥管理)
3回目まで終わったら1回目の管理箇所に戻る。



【管理点が2回となる場合】

③トリプル配管の場合
1回目 : 3・8・9・12 2回目 : 1・4・5・10

※土質試験センターに確認したところ、密度試験を行う場合、幅50cm以上ないと試験を行えないとのこと。
このことを踏まえ、管側部の密度箇所については管頂部での測定とします。

